役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条

この規程は、特定非営利活動法人五ヶ瀬自然学校(以下「当法人」という。)の 定款第3章の規定に基づき、当法人の役員(第14条で定義される。)の報酬等並びに 費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。
- (3) 常勤の監事とは、監事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない監事とは、それ以外の監事をいう。
- (4)報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益 であって、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。 (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費を いい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額)

第3条

常勤の理事に対する報酬等の額は、無償とする。

- 2. 常勤の監事に対する報酬等の額は、無償とする。
- 3. 常勤でない監事に対する報酬等の額は、無償とする。
- 4. 理事長及び業務執行理事を除く理事、監事に対して、講師謝金等及び執筆謝金等を支給する場合には、別表の基準に基づき支給する。

(賞与、退職慰労金等)

第4条

当法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。